

更正の請求書・修正申告書作成コーナー

～所得税の更正の請求書・修正申告書作成のための操作の手引き～

修正申告書作成マニュアル

生命保険の一時金等の所得を追加する方で、
確定申告書データをお持ちの方用



既に提出した所得税の確定申告書に、生命保険の一時金等の申告もれがあった場合の修正申告書の作成手順を説明します。

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

1 作成開始

所得税の修正申告書の作成開始までの操作手順を説明します。

- ① 「新規に更正の請求書・修正申告書を作成する」を押してください。

作成コーナートップ

お知らせ

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。

NEW 作成開始 >

- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

保存データを利用して作成 >

- 途中で保存したデータ（拡張子が【.data】）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

ご利用ガイドはこちら

作成の流れ 入力例 ご利用になれない方 など

提出した申告書に誤りがあった場合

令和6年分以前の申告書に誤りがあった場合は、更正の請求書、修正申告書の提出を行ってください。

なお、令和7年分の申告書に誤りがあった場合は、確定申告期限内であれば、上の「申告書等を作成する」から申告書を作成し、再度提出してください。

① → **新規に更正の請求書・修正申告書を作成する**

→ [更正の請求書・修正申告書の作成を再開する](#)

インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、消費税の申告が必要です。

免税事業者が登録を受けた場合には、申告に当たって消費税の納税額を売上税額の2割に軽減できるいわゆる「2割特例」の適用が可能です。なお、基準期間（2年前）の課税売上高が1,000万円を超える場合や高額の資産を仕入れた場合、課税期間を短縮している場合など2割特例の適用を受けることができない場合があります。詳細は、「[2割特例特設ページ](#)」をご参照ください。

※ 消費税の確定申告に当たっては、[インボイス発行事業者の登録を受けた方へ](#)を併せてご参照ください。また、インボイス制度の詳細は、[インボイス制度特設サイト](#)をご確認ください。

集計用ファイルのダウンロード

支払った医療費の内容や受け取った配当等の内容を表計算ソフトで入力することができます。

医療費集計フォーム

配当集計フォーム

メッセージボックスの確認

e-Taxソフト（WEB版）へログインすることで送信したデータの受付結果の確認やダウンロードができます。

確認する

送信した申告書の内容の確認

メッセージボックスからダウンロードしたデータ（拡張子が【.txt】）を読み込むと、申告の内容を確認することができます。

確認する

画面番号：CC-AX-010 < ページTOP >

(⇒次ページへ続く)

- ② 「提出方法に関する質問」に回答して、税務署へ修正申告書を提出する際の提出方法を選択します。マイナンバーカードをお持ちの方は「スマートフォンを使用する」ボタン又は「ICカードリーダーライターを使用する」ボタンを、マイナンバーカードをお持ちでない方は「e-Tax (ID・パスワード方式)」ボタン又は「書面」ボタンを押します。

税務署への提出方法の選択

② 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
 電子証明書の有効期限とは
はい いいえ
- マイナンバーカード読み取りに対応したスマートフォン又はICカードリーダーライターをお持ちですか。
 スマートフォンの対応機種を確認するはこちら
はい いいえ

マイナンバーカードを利用してe-Taxをご利用になれます。
画面の案内に沿って操作を進め、e-Taxにより申告書の送信・提出を行ってください。
※ マイナンバーカードの電子証明書のパスワードをあらかじめご用意ください。
 マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告書を提出する方法

認証方法の選択

※ スマートフォンで/パソコンに表示されるQRコードを読み取る方法です。

提出方法を変更するはこちら ▲

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。
 ID・パスワード方式とは
 税理士等でない方が他人の確定申告書等を作成することは法律で禁止されています

税理士の方が代理送信を行う場合

戻る

画面番号：CC-AA-010 ^ ページTOPへ

(⇒次ページへ続く)

③ 表示されているラジオボタンから、作成する修正申告書の年分に応じてラジオボタンを選択し、「作成開始」ボタンを押してください。

この後、先ほど選択した提出方法に応じて、マイナンバーカードの認証や利用者識別番号の入力等を行ってください。

※ この操作の手引きでは、「令和7年分」の所得税の修正申告書の「作成開始」を選択した場合の説明をしています。

作成する更正の請求書・修正申告書の選択

作成する更正の請求書・修正申告書の年分を選択してください。

③ 令和7年分 令和6年分 令和5年分 令和4年分 令和3年分 令和2年分

令和7年分の申告書等の作成

<input checked="" type="checkbox"/> 所得税の更正の請求書・修正申告書	③ <input type="button" value="作成開始"/>
<input type="checkbox"/> 決算書・収支内訳書（更正の請求・修正申告書）	<input type="button" value="作成開始"/>
<input type="checkbox"/> 消費税の更正の請求書・修正申告書	<input type="button" value="作成開始"/>
<input type="checkbox"/> 贈与税の更正の請求書・修正申告書	<input type="button" value="作成開始"/>

画面番号：CC-AA-160 < ページTOPへ

2 「確定申告書データ読込」画面

2.1 確定申告書データ読込

- ① 「ファイルを選択」ボタンを押してください。
- ② 「アップロードするファイルの選択」などのダイアログボックスが表示されますので、読み込んだ「確定申告書データ」（拡張子「.data」形式、事例では令和7年分所得税の確定申告書のデータ）を選択し、「開く」ボタンを押してください。
- ③ ダイアログボックスが閉じ、「ファイル名：」に②で選択したファイル名が表示されていることを確認し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

今般 7 年分 所得税 (修正・修正) マイナンバーカード

1 申告準備 → 2 修正前入力 → 3 修正項目選択 → 4 修正内容入力 → 5 送信 → 6 データ保存等

確定申告書データ読込

1 修正前の確定申告書データ (.data形式) をお持ちでない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください。

確定申告書等作成コーナーで保存した令和7年分の確定申告書データ (.data形式) を読み込みます。修正前の確定申告書データ (.data形式) を読み込むことで、修正や追加が必要な項目を入力するだけで、更正の請求書・修正申告書を作成できます。

「ファイルを選択」ボタンを押してデータを選択し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

> 操作方法が分からない場合

> データを保存した場所が分からない場合

1 **ファイルを選択**

ファイル名：選択されていません

戻る 次へ

画面番号：SS-AH-010

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.



確定申告書データ読込

そのまま「次へ」ボタンを押してください。

は形式) を読み込みます。必要な項目を入力するだけで、更正の請求書・修正申告書を作成してください。

ファイル名: r7syotoku.data

2 **開く**

戻る 次へ

画面番号：SS-AH-010

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.



確定申告書データ読込

1 修正前の確定申告書データ (.data形式) をお持ちでない場合は、そのまま「次へ」ボタンを押してください。

確定申告書等作成コーナーで保存した令和7年分の確定申告書データ (.data形式) を読み込みます。修正前の確定申告書データ (.data形式) を読み込むことで、修正や追加が必要な項目を入力するだけで、更正の請求書・修正申告書を作成できます。

「ファイルを選択」ボタンを押してデータを選択し、「保存データ読込」ボタンを押してください。

> 操作方法が分からない場合

> データを保存した場所が分からない場合

ファイルを選択

ファイル名：r7syotoku.data

3 **保存データ読込**

戻る

画面番号：SS-AH-010

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.

2.2 読込内容の確認

- ① 読み込んだデータの内容を確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和7年分 所得税 (更正・修正) マイナンバーカード

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

確定申告書データの読込結果

読込内容の確認

読み込んだ確定申告書データに誤りがないか確認の上、「次へ」ボタンを押してください。

確定申告書データの内容

年分	令和7年
氏名 (フリガナ)	コクゼイ タロウ
氏名 (漢字)	国税 太郎
生年月日	昭和43年10月31日

上書きされる項目

以下の項目については、表示された内容で上書きされます。

氏名 (フリガナ)	-
氏名 (漢字)	-
生年月日	-

戻る ② 次へ

画面番号 : SS-AH-020 へ ページTOPへ

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

3 「本人情報の確認等」画面

- ① 青色申告の承認を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。
※ 読み込んだデータが青色申告で作成されている場合は、あらかじめチェックが付されています。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

国税庁 確定申告書等作成コーナー よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和7年分 所得税(更正・修正) マイナンバーカード

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

本人情報の確認等

本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

昭和43(1968) 10 31

申告する所得に関する質問

① 事業所得や不動産所得がある方で、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認(みなし承認を含む。)を受けている場合は、「青色申告の承認を受けている」にチェックを付けてください。

青色申告の承認を受けている

戻る ② 次へ

画面番号: SS-AA-010c ^ ページTOP ^

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright (c) 2026 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

4 「所得金額等の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得金額等の入力】

- ① P4 「『確定申告書データ読込』画面」において読み込んだデータの所得金額等の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

所得金額等の入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

①

所得金額等	
給与所得	
区分	-
所得金額	5,326,000円
所得金額の合計	
所得金額	5,326,000円

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る

②

次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-030a

ページTOPへ

5 「所得から差し引かれる金額の入力」画面

【更正の請求・修正申告前の所得から差し引かれる金額（所得控除）の入力】

- ① P4 『確定申告書データ読込』画面において読み込んだデータの所得控除の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

所得から差し引かれる金額の入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

社会保険料控除	
控除額	911,504円
地震保険料控除	
控除額	21,000円
配偶者（特別）控除	
区分1	-
区分2	-
控除額	380,000円
扶養控除	
区分	-
控除額	380,000円
特定親族特別控除	
区分	-
人数	1人
控除額	30,000円
基礎控除	
控除額	630,000円
計	
社会保険料控除から基礎控除までの計	2,352,504円
所得から差し引かれる金額の合計	
合計	2,352,504円

読込内容が申告内容と異なる場合 ▼

戻る ② **次へ**

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-040 へ ページTOPへ

6 「税金の計算に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前の税金の計算（税額控除等）に関する入力】

- ① P4 「『確定申告書データ読込』画面」において読み込んだデータの税額控除等の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

税金の計算に関する入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

税金の計算（税額控除等）

①

課税される所得金額	
金額	2,973,000円
上記に対する税額	
税額	199,800円
差引所得税額	
税額	199,800円
再差引所得税額（基準所得税額）	
税額	199,800円
復興特別所得税額	
税額	4,195円
所得税及び復興特別所得税の額	
税額	203,995円
源泉徴収税額	
税額	215,000円
申告納税額	
税額	-11,005円
第3期分の税額	
納める税金	-
還付される税金	11,005円

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る ② **次へ**

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-050 ページTOPへ

7 「その他の項目に関する入力」画面

【更正の請求・修正申告前のその他の項目に関する入力】

- ① P4 『確定申告書データ読込』画面』において読み込んだデータのその他の項目の申告内容が表示されますので、読み込んだデータに誤りがないか確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してください。

その他の項目に関する入力

確定申告書データの読込内容は以下のとおりです。

①

その他の項目

公的年金等以外の合計所得金額

金額	5,326,000円
----	------------

読込内容が申告内容と異なる場合

戻る

②

次へ

ここまでの入力内容を保存

画面番号：SS-AH-060

ページTOPへ

8 「修正項目の選択」画面

- ① 一時所得を選択してください。
- ② 選択終了後、「次へ」ボタンを押してください。

修正項目の選択

追加を行う所得・控除等を選択してください。
なお、既に申告した所得・控除等の内容を修正する場合、選択を行う必要はありません。

収入・所得金額（総合課税）

収入・所得金額（総合課税）の修正項目

- 事業所得（営業等・農業） ? □
- 不動産所得 ? □
- 利子所得 ? □
- 配当所得 ? □
- 給与所得 ? □
- 雑所得（公的年金等） ? □
- 雑所得（業務・その他） ? □
- 総合譲渡所得（短期・長期） ? □
- 一時所得 ? □

収入・所得金額（申告分離課税）

収入・所得金額（申告分離課税）の修正項目

- 土地建物等の譲渡所得 ? □
- 株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等 ? □
- 先物取引に係る雑所得等 ? □
- 退職所得 ? □

※：退職所得のある方で、更正の請求・修正申告を行う直前の申告で退職所得を申告していない場合は、退職所得を含めて更正の請求・修正申告を行う必要がありますので選択してください。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

所得から差し引かれる金額（所得控除）の修正項目

税金の計算（税額控除等）

税金の計算（税額控除等）の修正項目

その他の項目

その他の項目の修正項目

戻る ② 次へ

ここまでの入力内容を保存

9 「更正の請求・修正申告額の入力」画面

- ① 読み込んだデータの申告項目及び「修正項目の選択」画面等において入力した項目が表示されます。
- ② 一時所得が入力できるようになりますので、「入力する」ボタンを押してください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

収入・所得金額（総合課税）の確認

①

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金額	7,140,000円	7,140,000円	✓ 入力あり
区分	-	-	-
所得金額	5,326,000円	5,326,000円	✓ 入力あり

訂正する >

一時所得

一時所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
特別控除後の金額	-	-	-

一時所得の金額

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
一時所得の金額	-	-	-

②

入力する >

所得金額の合計

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
所得金額の合計	5,326,000円	5,326,000円	入力項目ではありません

所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

社会保険料控除

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
控除額	911,504円	911,504円	✓ 入力あり

訂正する >

10 「一時所得の入力」画面

- ① 「＋一時所得を入力する」ボタンを押して次の画面へ進みます。



- ② 受け取った保険金等の種目を入力してください。
 ③ 受け取った保険金等の総額を入力してください。
 ④ 支払った保険料の総額を入力してください。
 ⑤ 源泉徴収税額が引かれている場合は入力してください。
 ⑥ 保険金等が支払われた保険会社等の情報を入力してください。
 ⑦ 複数入力する場合は「もう1件入力する」ボタンを押してください。
 入力が終わりましたら、「入力内容の確認」ボタンを押し、次の画面へ進みます。

(⇒次ページへ続く)



⑧ 入力内容を確認し、誤りが無ければ「入力終了」ボタンを押してください。

一時所得の入力

一時所得の一覧

一時所得の入力

入力件数：1件 / 600件

一時所得の入力内容

	種目 支払者の氏名又は名称	収入金額	収入を得るために支出 した金額	源泉徴収税額	操作
1	生命保険金 国税生命	3,000,000円	1,500,000円	0円	<input type="button" value="訂正"/> <input type="button" value="削除"/>

+ 一時所得を入力する

収入金額の合計
3,000,000円

収入を得るために支出した金額の合計
1,500,000円

源泉徴収税額の合計
0円

⑧

11 「更正の請求・修正申告額の入力」画面の終了

- ① 修正後の入力有無が「入力あり」になっていることを確認してください。
- ② 「次へ」ボタンを押してしてください。

更正の請求・修正申告額の入力

更正の請求・修正申告後の内容を入力してください。

収入・所得金額（総合課税）の確認

給与所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
区分	-	-	-
収入金			
区分			
所得金			

「特別控除後の金額」欄の金額と、「一時所得の金額」欄の金額は、自動で計算されます。

訂正する >

一時所得

一時所得

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
特別控除後の金額	-	1,000,000円	✓ 入力あり

一時所得の金額

項目	修正前	修正後	修正後の入力有無
一時所得の金額	-	500,000円	✓ 入力あり

訂正する >

所得金額の合計

項目	修正前	修正後
所得金額の合計		

所得から差引

社会保険料控除

項目	修正前	修正後
社会保険料控除額		

【ご参考】
一時所得の「特別控除後の金額」の計算方法は、
受け取った保険金の総額 - 支払った保険料の
総額 - 特別控除の額（最高 50 万円）

「一時所得の金額」の計算方法は、
一時所得「特別控除後の金額」 × 1 / 2
となります。

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

12 「計算結果の確認」画面

- ① 修正申告により新たに納付すべき税額が表示されていますので確認してください。
 ※ 訂正する項目がある場合には、「戻る」ボタンを押すと P12「更正の請求・修正申告額の入力」画面に戻りますので、該当する項目の「訂正する」ボタンを押して入力内容を訂正してください。
- ② 確認が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

① 計算の結果、**修正申告書**を作成します。

納付する金額
87,000円

※：住民税については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

収入・所得金額（総合課税）

給与所得	
項目	修正前
区分（収入金額）	-
収入金額	7,140,00
区分（所得金額）	-
所得金額	5,326,00

一時所得	
項目	修正前
特別控除後の金額	-

修正申告により新たに納付すべき税額が表示されます。
入力内容に誤りが無く、修正申告後の納付すべき税額が修正申告前の納付すべき税額と同じ場合には、**下図**のとおり更正の請求や修正申告が不要である旨の文言が表示されます。

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。
表示された内容を確認し、訂正がある場合は「戻る」ボタンを押してください。

⚠ 入力に誤りがない場合は、更正の請求又は修正申告は不要です。
更正の請求又は修正申告の詳細は、所轄の税務署にお問い合わせください。

修正申告をしても納付すべき税額が変わらない等の理由で、更正の請求や修正申告が不要である場合、「次へ」ボタンではなく、「作成終了」ボタンが表示されます。「作成終了」ボタンを押すと確定申告書等作成コーナーのトップ画面へ戻ります。

作成終了

戻る

② 次へ

差引金額
+500,000円

修正後の入力有無
入力項目ではありません
入力項目ではありません

次へ

ここまでの入力内容を保存

13 「修正申告によって異動した事項の入力」画面

- ① 修正申告によって異動した事項について、入力してください。
- ② 入力が終わりましたら、「次へ」ボタンを押してください。

修正申告による異動事項の入力

修正申告によって異動した事項の入力

修正申告によって異動した事項 ? □

※：100文字以内

① 生命保険の一時金申告漏れ

戻る

② 次へ

ここまでの入力内容を保存

14 「財産債務調書の作成」画面

- ① 財産債務調書の提出基準に該当する場合は、「12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。」をチェックし、「入力する」ボタンを押して、「財産・債務の入力」へ進みます。

※「更正の請求・修正申告書作成編（確定申告書データをお持ちの場合）」のP20をご参照ください。）

- ② 財産債務調書の提出基準に該当しない場合、「財産債務調書」を手書きなどで別途作成する場合や、既に提出済みの場合は「次へ」ボタンを押してください。

財産債務調書の作成

i 既に財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、「次へ」ボタンを押してください。

財産債務調書の作成

財産債務調書の提出要件の確認

令和7年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和8年6月30日（火）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

なお、すでに財産債務調書を提出された方で、更正の請求・修正申告により財産債務調書の金額等に変更がない場合は、財産債務調書の提出は不要ですので、チェックを付けずに「次へ」をクリックしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細 

① 12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している。

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

②

15 「納付方法等の入力」画面

① 納付方法及び通知方法を選択してください。

なお、「スマホアプリ納付」又は「コンビニ納付」を選択すると、税務署や金融機関に向く必要がない上、手数料も不要です。

税務署等の窓口での納付を希望する場合は、「金融機関等での窓口納付」を選択してください。

※1 修正申告により、新たに納付すべき税額は、修正申告書の提出日が納期限となりますので、速やかに納付してください。

※2 書面で作成する場合は「スマホアプリ納付」をご利用になれません。

② 選択が終了しましたら、「次へ」ボタンを押してください。

「基本情報の入力」画面へ進みます。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

納付方法等の入力

納付する金額
87,000円
※：住民税等については、修正申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

納付方法

納付方法の選択
納付方法 **必須**

> 各納付方法の内容を確認する

選択してください

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知、予定納税額の通知）がある場合、これらの通知を電子的に受け取ることができます。

> 電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付か 郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？ **必須**

電子交付 **書面交付**

戻る **次へ**
ここまでの入力内容を保存

16 「基本情報の入力」画面

- ① 住所・氏名等【必須】と表示されている項目は、必ず入力してください。
- ② 入力終了後、「次へ」ボタンを押してください。

①

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名 (フリガナ)	※：各11文字以内	コクセイ	タロウ
氏名 (漢字) 必須	※：各10文字以内	国税	太郎

郵便番号を入力し、「郵便番号から住所入力」ボタンを押すと、住所及び税務署名が自動で入力されます。

郵便番号から住所入力

住所の入力

現在の住所の入力

納税地の区分 必須 ?	<input type="radio"/> 住所地 <input checked="" type="radio"/> 事業所等
郵便番号	1040045 郵便番号から住所入力
都道府県・市区町村	東京都 ▼ 中央区 ▼
丁目番地等 必須	※：都道府県・市区町村と合計で28文字以内 築地5丁目3-1
建物名・号室	※：28文字以内 (制限文字数を超える場合、マンション名を省略するなどして字数を調整してください) 〇〇マンション101号室
提出先税務署 必須 ?	東京都 ▼ 京橋 ▼

住所の続きを入力します。

郵便番号から住所が検索できなかった場合は、都道府県及び市区町村をプルダウンで選択してください。

提出先税務署を選択します。
※ 郵便番号から住所を検索した場合などは、自動で表示されます (一部を除く。)

その他の項目の入力

職業 ?	※：個人事業主の方は、事業の内容を具体的に入力してください (青果小売業、自動車販売塗装業など)。 ※：11文字以内	会社員
屋号・雅号	※：事業に係る屋号や雅号がある場合は入力してください。 ※：30文字以内	国税商店
世帯主の氏名 (漢字)	ご自身が世帯主 ※：10文字以内	国税 太郎
世帯主からみた続柄	選択してください ▼	
整理番号 ?	※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署では入力してください。 ※：数字8桁	01234567

「ご自身が世帯主」ボタンを押すと、「氏名」欄の名前をコピーして「世帯主の氏名」欄に表示し、「世帯主からみた続柄」欄に「本人」と表示します。

ご自身が世帯主

戻る **②** 次へ

17 「マイナンバーの入力」画面

画面に表示されている方のマイナンバーを入力し、入力終了後「次へ」ボタンを押してください。

① 申告準備 → ② 修正前入力 → ③ 修正項目選択 → ④ 修正内容入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

マイナンバーの入力

	氏名	生年月日	マイナンバー（個人番号） ※：数字12桁
1人目	国税 太郎（本人）	昭和43年10月31日	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

戻る 次へ

ここまでの入力内容を保存

この画面以降の操作方法については、各画面の案内に従い操作を行ってください。